

第 13 章 国内制度の変更に関する情報

決定 15/CMP.1 の附属書パラグラフ 21 の規定に基づき、我が国の国内制度について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

- 前回のインベントリ提出から変更はない。

第14章 国別登録簿の変更に関する情報

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ22の規定に基づき、我が国の国別登録簿について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

14.1. 2013年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

表14-1 2013年において我が国の国別登録簿でなされた変更点

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者（RSA）の連絡先が以下のとおり変更となった。 (変更前) Mr. Norihiro Kimura, kimura-norihiro@meti.go.jp (変更後) Mr. Yoshikazu Hasunuma, hasunuma-yoshikazu@meti.go.jp Ms. Ai Kobayashi, kobayashi-ai@meti.go.jp
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャッシュの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d) 技術的基準の確保に関する変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(e) 不一致を最小化するための手続の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(f) 安全対策の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定14/CMP.1で定義されているように、標準電子様式（Standard Electronic Format: SEF）に基づいて公に入手できるようになっている。2013年4月に2012年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(h) インターネットアドレスの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(i) データ保存の完全性を確保する手段の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(j) テスト結果の変更	変更なし

14.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

- 2013年2月、DNSサーバとネットワーク機器のセキュリティアップデートを実施した。また、第二約束期間の終了を2020年に変更した。国際取引ログ(International Transaction Log: 以下、ITL)や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2013年2月、法人保有口座から償却及び取消を目的として国の保有口座に国内移転した履歴から、登録簿管理者が任意のクレジットを選択し、償却、または取消する機能を追加する改修を行った。追加された機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2013年4月、京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報は、2012年のSEFをもとに更新された。決定13/CMP.1附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。(下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1附属書のものである)
 - 口座の代表者氏名 (パラグラフ 45(e))
 - 情報公開対象の ERU、CER、AAU 及び RMU のクレジット特定番号 (パラグラフ 47)
 - 年始時点における口座毎の ERU、CER、AAU 及び RMU の総保有量(口座種別毎の総保有量のみ公表) (パラグラフ 47(a))
 - 期間中に我が国の国別登録簿が取得した ERU、CER、AAU 及び RMU の移転元口座番号 (移転元登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(d))
 - 期間中に我が国の国別登録簿から移転された ERU、CER、AAU 及び RMU の移転先口座番号 (移転先登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(g))
 - 口座毎の ERU、CER、AAU 及び RMU の現在の保有量(口座種別毎の現在の保有量のみ公表) (パラグラフ 47(l))
- 2013年4月に、京都議定書登録簿システムのための技術仕様(Data Exchange Standard: DES)の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下のとおり。
 - DES 本編 (バージョン 1.1.10) が公開された。
 - DES annex E (ITL が実施するチェックの一覧、バージョン 1.1.11) が公開された。
 - DES annex F (識別子の定義、バージョン 1.3) が公開された。
 - DES annex G (技術仕様書で使用されているコードの一覧、バージョン 1.1.3) が公開され、新しい吸収源活動タイプ「湿地排水と再湿地化・湿地回復」が追加された。2013年9月に我が国の国別登録簿のデータベースマスタに新しい吸収源活動タイプを追加した。
- 2013年5月、DNSサーバのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2013年7月、原始取得を除き、他国登録簿から我が国の国別登録簿への国際移転において、適用約束期間が第二約束期間のクレジットが含まれる場合に、国際移転を拒否するチェックを追加した。他国登録簿と ITL を含めた動作確認試験を行った。
- 2013年7月、我が国の国別登録簿のネットワーク機器を更改した。ITL との接続に影響があるため、ITL における設定変更を依頼し、疎通確認を行った。
- 2013年9月、我が国の登録簿管理者情報が変更となった。
- 2013年9月に、ミドルウェアとネットワーク機器のアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響は無い。